

国民年金保険料の納付書をお送りします

令和2年6月11日現在のデータを基に、納付の確認が取れていない期間の納付書をお送りしています。すみやかに金融機関・コンビニエンスストアで納付をお願いします。

すでに保険料を納付済みの場合や、免除等申請済みの場合は行き違いですのでご容赦ください。

知っていますか？保険料の免除制度

- 保険料を納めることが経済的に困難な場合、所得が一定の金額以下であれば、ご本人からの申請によって保険料が免除になる制度があります。
この制度を利用することで、**将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保**できます。
- 失業、事業の廃止（廃業）または休止などの理由で保険料を納めることが困難な場合は、失業等が生じた月以降に納期限が到来する**保険料の納付が免除・猶予される制度**があります。
- 今回の**新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合**、令和2年2月以降の**保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置**も設けられています。
- 臨時特例措置を含めた免除・猶予については、日本年金機構ホームページにも詳しいご案内がありますので、ご覧ください。
(日本年金機構ホームページアドレス <https://www.nenkin.go.jp>)

民間委託により、国民年金保険料納付のご案内を行っています

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して、電話や文書、戸別訪問による納付のご案内を民間事業者に委託しています。

事業者の社名、お問い合わせ先は日本年金機構ホームページに掲載されています。

※ すでに厚生年金保険等に加入中の方で、国民年金加入当時のご住所から住所を変更された場合は、国民年金加入当時のご住所を担当する事業者からご案内を行います。

年金制度について、詳しくは
日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金

検索